

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和二年四月二十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 松井直行

第二号	認定番号	認定年月日	対 象 区 域	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所
令和二年四月十四日			埼玉県入間市扇町屋二丁目七番七の一部、七番十六、九十三番一、九十四番一、九十五番一、四百二十四番一	埼玉県川越建築安全センター